

平成27年10月27日

## 第80回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第80回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年10月13日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第9号  
会議年月日 平成27年10月27日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩

農業振興係長 千葉芳治

本日の案件 第80回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午後1時30分

議 長	<p><b>【開会】</b>  ただいまより第80回農業委員会総会を始めます。会議に先立ち、農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立を願います。  先唱は27番、古屋敷徳夫委員にお願いします。  （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略）  着席願います。</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員数は29名であります。定足数に達しておりますので直ちに第80回遠野市農業委員会総会を開会します。  9番菊池友吾委員からは欠席する旨、25番綱木秀治委員からは遅刻する旨の届け出があり、これを許可しましたので報告致します。あらかじめご了承くださいと存じますが、会長は委員会を代表して各種会議や集会に出席しております。これらの情報を委員みなんで共有する必要があると考えましたので、今回第80回総会から会長が出席した会議・研修会等につきまして、委員会に報告をさせていただきたいと思っております。それに基づき、議案書の次第に追加したところがございますので、ご理解のほどをよろしくお願いたします。それでは、報告いたします。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b>  9月29日、岩手県女性農業委員ポラーノの会地区懇談会にご案内をいただきました。出席をさせていただき、ご挨拶を申し上げましたけれども、40名ほどの女性農業者がお集まりになりまして、食育活動と農地法の勉強会を開催したということで女性農業委員の皆様は大変ご苦勞様でございました。10月15日に改正農業委員会法等に係る研修会が盛岡でありました。事務局長と共に出席をしまして、ここで定数例が活字となって示されたところであります。内容につきましては、農業委員の定数・農地利用最適化推進員の定数、これらについて示されたものでありまして、遠野市の農業委員の数は上限が30人ということになっておりました。しかしながら、市では独自に24名にすることで来ておまして、それが今回の改正で30人から19人に減になるということでもあります。農地利用最適化推進員の数につきましては、100ヘクタールに1人の割合でということを示されておまして、遠野市として何人にするかということは今後の議論になります。農業委員は19人を上限とし、同格で農地最適化推進員が決まるわけでありませけれども、これは農業委員会が委嘱をするという形になります。今後定数を検討していかなければならないところでもあります。所掌事務でありますけれども、今まで農業委員会は唯一行政委員会として国・県・市等の行政機関に対して建議要望ができる機関であったわけですが、今回の改正で建議要望は無くなります。その代わり、毎年市長に対して意見を提出しなければならないということになります。意見というのは、農業振興に関わる意見を提出しなければならないということにして、農業委員の役割はかなり重くなってくるなと思ったところでもあります。これに基づいて第26条に職員の規定、いわゆる事務局の強化を行うことが必要だとなっております。なぜ強化かということではありますが、意見を市長に対して挙げるためには各種の事業制度を勉強しないと書けないということになりますので、これはプロフェッショナルとなる職員、1・2年での交代ではなくできる限り長く置いて学習をしていただくということ。さらに農地転用につきましては、今岩手県農業会議の方で審議をしているわけですが、この農業会議の常任会議員会議、前回まで北湯口進前会長が出席をして審議をしてきたわけですが、この会議の中に30アール以上の面積を転用する場合には各市町村の農業委員会が行って説明をしなければならないという要件が出てまいりまして、これは農地法のプロを農業委員会に置かないと説明しきれないだろうということで事務局の強化が必要だということになったということでもあります。詳しくは今後説明をしていきたいと思っております。さらに10月16日、第7回運営委員会を合同庁舎ミーティングルームで開催をしております。今後の運営委員会の在り方について議論をいただきました。今まで毎月総会前に集まっていたいただいて、総会議案等を審議していただいていたわけでありませ</p>

けれども、農地法に関わる議案についても運営委員会で議論をしておりました。ですが、ここには農地専門委員会というものがございますので、農地法に関わる議案については農地専門委員会に権限を許可するというところから、専門委員会の委員長・副委員長で事前審査をしてもいいのではないかと、運営委員会では重要案件について協議をするということで話し合いとしたところでもあります。先ほど農地法・農業委員会法に関する改正について、農業委員の数・最適化推進員の数等遠野市農業委員会の条例改正があるわけですが、この条例の改正に伴って事前に検討をする組織検討委員会、これは仮称でありますけれども、これを立ち上げてみんなで議論をして案を作り総会にかけるということが必要なのではないかということで議論をいただきまして、ご同意をいただきました。次の11月の総会には規約等を作ってご提案を申し上げたいと思っております。私どもは農業委員として30年の3月1日までの任期となりますので、その前に条例改正等が必要になりますので1年間をかけて定数等を議論をいただくということであります。そして、このような重要な時期に差し掛かっておりまして、運営委員会や組織検討委員会で議論をしていくのも重要なことでもありますけれども、この条例で全てが決まってしまうということでもありますから、運営委員会の中に顧問という形で今まで会長を歴任された大先輩、北湯口進委員・山崎登久昭委員お2人がいらっしゃるわけですから、顧問としてアドバイスをいただければいいのではないかと相談をさせていただいたところでもあります。運営委員会ではそういう形にした方がいいだろうというご意見をいただいているところでもあります。私からの報告は以上であります。

#### 【事務事業経過報告】

次に、事務事業経過報告について事務局長から説明いたします。

議長

事務局長

はい、議長。お手元に配付しております事務事業経過報告書につきましてご説明をいたしたいと思います。なお、ご了承いただきたいのですが、先ほど会長から報告があった事項については割愛させていただきます。9月30日、平成27年度農業委員会ブロック別研修会が北上市で開催されております。10月1日、人事異動に伴う辞令交付式が行われております。同じく10月1日は遠野市市政施行10周年記念式典及び祝賀会ということで、多数の委員さんに出席をいただいております。10月8日につきましては、農林水産振興大会の地区協議会ということでそれぞれ9地区に別れて協議が行われたところでございます。なおご報告でございますが、その地区協議会の中から出されました農林水産振興功労賞の表彰の候補者は本日午前中に行われた審査会で全ての方が審査を通過いたしました。10月19日、農地法等に関わる現地確認調査が行われております。本日の総会の提出案件について確認調査をしたところでございます。10月20日につきましては、第2回農地専門委員会が開催されまして、4件の農振除外について現地を確認の上協議をいただいたところでございます。そして、本日が第80回遠野市農業委員会総会でございます。総会終了後、平成27年度農業者年金加入推進会議・第3回農業委員会だより編集委員会議を開催する予定でございます。なお、明日以降の主な行事予定でございます。11月6日、平成27年度岩手県農業委員大会が盛岡市で開催される予定でございます。11月10日が農地法等申請締切日でございます。11月17日、農地転用等現地確認調査を行う予定でございます。そして第81回の総会が11月25日、同じく11月25日は農業委員研修会ということで遠野山里ネットワークの方を講師にお招きしまして研修会を行う予定でございます。11月26日は遠野市農林水産振興大会の予定でございます。11月30日～12月1日に関しては農業委員会職務代理者部会長等研修会の予定でございます。12月2日まで農業者年金加入推進セミナー、12月8日は家族経営協定セミナーということで予定が組まれております。なおご報告でございます。11月6日に行われます岩手県農業委員大会におきまして全国農業新聞及び活動部門におきまして、遠野市農業委員会がそれぞれ表彰を受けることになっております。また、委員さんにつきましては農業新聞推進に係る表彰におきましては北湯口委員・濱田委員、活動部門におきましては似田委員・濱田委員、農政功労賞は北湯口委員、この方々が表彰を受ける予定でございます。以上でございます。

#### 【報告事項】

議 長	次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件の専決処分いたしましたので、事務局長から報告いたさせます。
事務局長	はい、議長。それでは報告第1号についてご説明いたします。 (以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)
議 長	ただいまの報告に関し質疑ありませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願に係る専決処分の報告について事務局に報告いたさせます。
事務局長	はい、議長。報告第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請の取下願に係る専決処分の報告についてでございます。この件については先月行われました第79回総会において、農地法第4条第1項の規定による許可申請について許可相当の可決をいただきました。しかしながら、県に進達した際に面積が2ヘクタール以上ということで国の協議になりまして、国から農地転用不要案件であるという通知があったことに伴いまして申請者から取下願が出され、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により平成27年10月13日に会長が専決処分いたしまして岩手県知事宛に送付いたしましたので、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものでございます。以上でございます。
議 長	ただいまの報告に関して質疑ございませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結致します。次に報告第3号農地専門委員会で協議した事項について、農地専門委員会委員長に報告を求めます。農地専門委員会委員長お願いします。
24番委員	はい。それでは、報告第3号農地専門委員会に付議した事項について報告をいたします。平成27年10月20日に開催しました平成27年度第2回農地専門委員会で協議した内容につきまして、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定により本総会に報告するものです。協議内容は、遠野市長より求められている遠野農業振興地域整備計画変更案に係る意見の判断について検討をしました。農業振興地域からの除外案件については、現地確認を行い協議をしました。●●町の案件は一般住宅用地として、●●町と●●町の案件は農業後継者の農家住宅用地として、●●町の案件は資材倉庫・建設車両置き場としてそれぞれ農業振興地域から除外しようとするものであります。農地専門委員会としては、市長より示された変更計画案はそれぞれ妥当と判断いたしました。用地の位置等については、議案第46号の審議の際事務局より説明いたさせます。以上、農地専門委員会の報告といたします。
議 長	ありがとうございました。ただいまの報告に関しまして質疑ありませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
議 長	<b>【議事日程】</b> 次に、議案審議に先立ち議事参与の制限についての注意事項を申し上げます。自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与できませんので、議案に係る委員は退席をしていただくこととなります。

議 長	<p>【日程第1】</p> <p>続いて、日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に28番白岩正義委員、29番菊池康祝委員、会議書記に事務局千葉芳治君を指名いたします。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>次に農地法等に関わる議案総括法の説明を事務局にいたさせます。</p>
事務局 長	<p>はい、議長。議案書3ページ・4ページでございます。第80回遠野市農業委員会総会提出議案総括表について説明をさせていただきます。法第3条今月計4件57,381平方メートル。利用集積今月計1件3,181平方メートル。法第4条は申請がありませんでした。法第5条今月計5件10,916平方メートル。適用外及び法第18条第6項については申請がありませんでした。以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第2、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたします。</p>
事務局 長	<p>はい、議長。議案第42号についてご説明いたします。</p> <p>1番、●●町1筆327平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●県●●市 ●●●●。売買です。</p> <p>2番、●●町1筆118平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。売買です。1番・2番につきましては規模拡大のため自己の農地に隣接する農地を要請し買い受けるものです。譲渡人はブルーベリーを作付する予定でございます。</p> <p>3番、青笹町1筆4,869平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●●●●●●●。贈与です。譲渡人は県外に居住し耕作できないことから要請し譲り渡すものです。譲受人は引き続き水稻を作付する予定でございます。</p> <p>4番、●●町24筆52,076平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。贈与です。譲渡人は農業後継者である子に生前一括贈与するものでございます。なお、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果及び補足の説明を求めます。なお、同一世帯の所有権移転については現地確認調査等の説明を省略いたします。それでは●●町担当委員お願いします。</p>
28番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>28番。</p>
28番委員	<p>28番白岩でございます。19日、農業委員3名と事務局3名で確認をしてまいりました。場所は、●●●●●●●●。に入っていく●●という集落でございます。道路側でございまして面積が小さいわけですが、隣同士の農地ということで一括買い上げとなります。お年を召されてはおりますが、まだブルーベリーの栽培をしたいということで自宅前の農地を買い利用するというようになっております。何ら問題はないということで確認をしてまいりました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に●●町担当委員お願いします。</p>







議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第45号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可と決しました。</p> <p>【日程第6】</p>
議 長	<p>次に日程第6、議案第46号遠野農業振興地域整備計画変更案に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。議案第46号について説明いたします。議案書9ページでございます。そして、別資料といたしまして遠野市農業振興地域整備計画変更案の意見聴取、遠野市長から農業委員会会長に宛てられました変更計画案についての意見聴取を添付してございますので、これをご覧になりながらお願いをしたいと思います。説明につきましては、別添の添付資料で説明をしたいと思います。まず、農業振興地域整備計画の見直しは概ね5年ごとに行われます。経済事情の変化・その他情勢の推移によりまして、定期見直しまで待つことのできない緊急性・必要性があると認められる場合に限り随時変更見直しをできることとなっております。この手続きにあたりましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により農業委員会などの関係機関に計画変更案に対する意見聴取を行い、変更計画案に対して意見を求められるものとなっております。この度、本日お渡しした資料のとおり平成27年10月13日付で、遠野市長から遠野農業振興地域整備計画変更案の意見聴取がありましたので、計画変更案について農地専門委員会で協議し、協議結果は委員長報告でございしますが、その詳細につきましてご説明をいたしたいと思います。まず、農用地区域からの除外申請は4件でございました。資料1-1をご覧ください。</p> <p>1番、●●町 ●●●●。●●町1筆 田 498平方メートルでございます。事業計画者は現在●人で借家住まいをしております。第1子が誕生するなど現住宅が手狭になったため新たに住宅を建築しようとするものでございます。事業計画者は夫婦共働きでございまして、実家が市外にあることから日中に子供たちの面倒を配偶者の親に見てもらう必要があるため、配偶者の実家近くに利便性の高い一般住宅を建築するため、農用地区域からの除外を申請されたものでございます。除外後は10ヘクタール以上の集団の農地で第1種農地であり農地転用は原則不許可でございしますが、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可できるものと考えられます。</p> <p>2番、●●町 ●●●●。●●町1筆 田 552平方メートルでございます。資料2-1をご覧ください。事業計画者は現在家族●人で借家住まいをしております。夫婦共働きで勤務日時も不定期で残業も多く、勤務地に近い配偶者の両親にその負担をお願いしておりますが仕事後に実家に迎えに行く状態が続いていることから、日常生活そして子供の負担になっていることを解消するため、配偶者の実家近くに新たに農家住宅を建築しようとするものでございます。事業計画者は夫婦共働きを今後続けていく上で、配偶者の実家に近く保育園や小中学校についても近い場所を選び日常生活に負担の少ない、且つ配偶者の両親は農業を営んでおりますので将来農業後継者としての下積みも含めまして農家住宅を建築するため農用地区域からの除外を申請されるものです。除外後は第1種農地であり原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可できるものと考えられます。</p> <p>3番、●●町 ●●●●。●●町1筆 畑 363平方メートルでございます。資料につきましては3-1をご覧ください。事業計画者は現在の住宅の老朽化が著しく、雨漏りや地震の際には室内が大きく軋むなど不安や支障を来す状況となっております。特にも東日本大震災の時にはその影響で屋根裏が崩壊し通常の日常生活を送るのが非常に厳しい環境となっております。そのことから、他の場所へ新たに農家住宅を建築しようとするものでございます。●●の現住宅周辺に農地がありまして、農業は継続するため事業計画地には住宅・駐車スペース等を設置するため農用地区域からの除外を</p>

	<p>申請されたものでございます。除外後は10ヘクタール以上の集団の農地で第1種農地であり農地転用は原則不許可でございますが、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可できるものと考えます。</p> <p>4番、●●町●●● ●●●●。●●町3筆1,471平方メートルでございます。資料につきましては4-1をご覧くださいと思います。事業計画者は平成●年●月に新たに会社を興しまして、主に建物の基礎工事を中心とした事業を行っておりますが、東日本大震災の復興事業によりまして従業員が増加しております。また業務も非常に増えております。現在の事務所や資材置き場では対応できなくなっているため、新たに事務所を含めた資材倉庫の建築と不足している大型資材や建築車両置き場を建築しようとするものです。事業計画者は現在自宅と事務所が離れていることから、利便性を考慮の上自宅近い場所に建築するため農用地区域からの除外を申請されたものです。除外後は第1種農地であり農地転用は原則不許可でございますが、集落に接続して設置されるものとして例外的に許可できるものと考えられます。以上、農用地区域からの除外4件2,830平方メートルでございます。よろしくご審議の方お願いいたします。</p>
議 長	<p>本案につきましては重要な案件ですので、事前に農地専門委員会で検討をいただいております。検討結果につきましては報告第3号で農地専門委員会委員長からの報告のとおりであります。それではただちに質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします、議案第46号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第46号は原案のとおり可と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>それではその他に移らせていただきます。委員の皆様からご意見等ございませんか。</p>
3 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>3番。</p>
3 番 委 員	<p>確認をさせてください。農林水産振興大会の出欠の関係なんですけれども、農業委員会からお知らせが来るんですか？</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。農林水産振興大会の出欠の関係ですが、ご案内をいたします。いつも農林水産振興大会では農業委員会から動員が参ります。ただ、事務局であります市の農業振興課でどの団体がどれくらいと割り出しをしているところでございますので、数がまとまっていないということで来月早々ではあります農業委員さんにご案内を発出する予定となっております。</p>
3 番 委 員	<p>実は農協の方から農家組合長宛てに参加の取りまとめが来ておりまして、その関係で確認をさせていただきました。</p>
議 長	<p>議長から説明をさせていただきたいと思いますが、今3番鈴木委員からご指摘があったとおり、農協さんの方から農家組合長・役員宛てに案内が来ております。もしかしたら、森林組合や土地改良区・共済組合からも案内状が届く可能性があると思います。しかしながら、私たちは農業委員を上位として。以前は農業者大会として農業委員会が主催をしておりまして今は農業委員会会長が大会の副会長となっております。ですので、農業委員会の方を優先させていただきたいと思います。動員については後日農業委員会事</p>

	<p>務局の方からあるものと思いますのでよろしくお願ひします。2つに参加となると懇親会がダブってしまいますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいですか。</p>
3 番 委 員	はい。
議 長	その他ございませんか。
12 番 委 員	はい。
議 長	12番。
12 番 委 員	12番山崎です。今回、皆様にご迷惑とご心配をお掛けし大変申し訳ありませんでした。2ヶ月経ちまして、だいぶ体調も回復しまして日常の生活あるいは農業委員の活動もだいぶ出来るようになりましたので、今後ともよろしくお願ひいたします。以上です。
議 長	山崎委員は体調が回復したということでございますので、今後ともよろしくお願ひいたしたいと思ひます。その他ございませんか。
1 番 委 員	はい。
議 長	1番。
1 番 委 員	先日の新聞に農業者年金を経営移譲して以降、年金を貰いながら農業経営している案件が会計検査院の方から指摘されたということが出ていますけれども、この辺りはどうなっているのか把握しているのであれば教えていただきたいと思ひます。
議 長	それでは暫時休憩いたします。
	(休憩)
議 長	再開いたします。ただいま1番委員から質問がありました件につきましては、遠野市にあっては該当者がいないということでもあります。よろしいでしょうか？
1 番 委 員	はい。
議 長	その他ございませんか。
議 長	それでは無いようですので、事務局から何かありますか。
農業振興係 長	はい、議長。11月6日開催の岩手県農業委員大会についてですが、10月13日付で諸連絡ということで皆様の方にはお知らせさせていただいておりましたけれども、まだ欠席の報告はいただいておりますが欠席する場合は、本日報告期限とさせていただいておりますので総会終了後に私の方に申し伝え下さいますようお願いいたします。
事 務 局 長	それでは皆様の方に配付しております資料についてご説明したいと思ひます。一つ目は封筒の中に入っておりますが、全国農業新聞の見本ということで1部入れさせていただいております。また、農業会議通信も入れさせていただいておりますので是非業務の参考にしていただければと思ひます。また、その中に全国農業新聞・農業者年金・家族経営協定の推進状況、裏面には農業委員会活動記録カード提出実績ということで資料を出させていただいております。全国農業新聞・農業者年金・家族経営協定につきましては、なかなか実績が上がってこないという部分はございますが、農業者年金の加入推進につきましてはいろいろとありまして、加入推進委員会の開催もここ2・3か月遅れて

いる状況でございますが、本日総会終了後に加入推進委員会の開催を予定しておりますけれども農業者年金の加入方法についてはその場でご説明をいたしますけれども、全国農業新聞・家族経営協定については取っ掛かりが事務局の方でも上手くいかなかった部分もございますが今後推進の方をお願いしていくと共に、活動記録カードにつきましても昨日現在の実績でございます。本日提出された委員さんの数はカウントされておりますが、未提出の委員さんにおきましては提出をしていただきたくよろしくお願いするところでございます。封筒の中身につきましては以上でございます。そして後は冒頭に会長の方からお話がありました農業委員会法の改正についてでございます。会長の方からは、今後農業委員会法改正、特にも定数の改正については検討委員会を設置しながら検討していきたいというお話をいただきましたが、これは皆様に農業委員会法改正についてという資料をお配りしています。これは、先日会長と私で行ってまいりました農業委員会法改正についての説明会において出された資料でございます。本日は時間の関係上、細かい所までの説明はいたしません改正点についての要点をこの資料に載せておりますのでこれをご覧になっていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 長 ただいまの事務局からの説明に関して、質問等ございましたらどうぞ。

議長 長 よろしいですか。

事務局長 議長、すみません。

議長 長 はい、事務局長。

事務局長 追加で説明をさせていただきます。市長部局からでございます。市の方で作成しているマスタープラン、これに農地中間管理事業による貸し借りによりましてマスタープランに変更が生じたということで、該当する地区についてはマスタープランの検討会を開催する旨委員さん方の方に通知が行っていると思います。なお、日程につきましては今週は綾織と附馬牛、そして来週は松崎と小友ということでご案内が行っていると思います。市長部局の担当の方からですが、是非ご出席をいただきたいということでしたので各町の委員さんはよろしくお願いいたします。それから認定農業者協議会からですが、11月末から12月20日頃に掛けまして農業委員さんと認定農業者の方々の懇談会をお願いしたいということでお話がありまして、認定農業者協議会の方からは役員会で是非農業委員さんとの懇談をとということでしたので、これにつきましては農政専門委員会で議論した経緯がございますので農政専門委員会で確認の上、改めてご案内を差し上げたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 長 今事務局の方から渡された全国農業新聞の中に「TPP大筋合意」という見出しがございますけれども、合意ということですが関税撤廃になりますと、私も米を生産しておりますが概算金と清算で46万円ほどしか入りませんでした。そこから肥料代7万4千円、農薬代19万7千円、種もみが2万2千280円、トラクター・コンバインの燃料代が2万円ほど、そうしますと手元に残るのが14万6千720円しか残らない、機械の減価償却を引きますとマイナスになるんじゃないかという状況です。このような時にTPPで安い米が海外から輸入されますと太刀打ちができないという状況になります。これはどうかと思うんですが合意されてしまったことですから、これに向かっていけないと思っていた矢先に、これは明るいニュースになるんですが、農業関係予算が大幅に補正されるそうです。したがって、農家にも何らかの手当はあるんじゃないかと思っておりますので、これらの情報が分かり次第農業委員の皆様にもお知らせをしたいと思いますので農家が元気を無くすことがないようにしていけないと思っておりますので、12月に岩手県選出の国会議員の皆さんともお会いする予定になっておりますので情報を先取りしてお伝えしていきたいと思っております。

それでは以上を持ちまして、第80回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後 時 分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 28 番 \_\_\_\_\_

同 29 番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_